

南丹市地域公共交通会議
議 事 録

南丹市地域公共交通会議 事務局
(南丹市地域振興部地域振興課)

南丹市地域公共交通会議
(令和5年12月21日開催) 議事録

1. 招集年月日 令和5年12月1日(金)
2. 開催年月日 令和5年12月21日(木) 15時10分～15時45分
3. 開催場所 南丹市役所 2号庁舎3階 301会議室
4. 委員の総数及び出席者数並びにその氏名
 - (1) 委員の総数 25名
 - (2) 出席者数 19名
 - (3) 出席した委員の氏名 別紙出欠状況のとおり

5. 議事の経過の要領及び議事別の議事事項

司会	<p>皆様方全員お揃いですので、只今から南丹市地域公共交通会議を開催させていただきます。本日の進行を務めさせていただきます地域振興部長の平井でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは開会にあたりまして松中会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>みなさんこんにちは。昨今話題になっているのが、昨日ですかね、国の方でライドシェア <u>が</u>を来年の4月1日から <u>始まります</u> <u>入ります</u>。—そういった方向が押し出されました。交通の軸足に関わる諸制度ですね、そういったものも日々、新しい制度が出てきたり、或いは新しい技術が出てきたり。そういった中で、本日は、先ほど司会の方からお話がございましたように、地域公共交通会議それから活性化協議会、この二つの会議を開催させていただきます。</p> <p>特に活性化協議会の方では <u>です</u>ね、地域公共交通計画のパブリックコメントのための議論ですね。こちらの方もご審議いただくということで、非常に重要な内容になっていますので、皆様の忌憚のないご意見をいただきながら、より良い成案を、作っていただくと <u>いうふう</u>に考えております。どうぞ本日はよろしく願いいたします。</p>
司会	<p>ありがとうございました。次に本日の出席委員数をご報告させていただきます。委員数25名に対しまして、代理の方も含めまして19名ご出席いただいておりますので、これにより本会議が成立していることをご報告いたします。なお名簿にもございますけども、14番の京都府タクシー協会、中藪様の代理で宗口様にお世話いただいております。それから、16番、JR西日本の野口様の代理で、得能様にお世話いただいております。それから21番になりますが、南丹警察署の三木様の代理で西山課長様にお世</p>

	<p>話になっております。それから 22 番の、京都府南丹広域振興局の平様の代理で押阪様にそれぞれお世話になっております。よろしくお願ひいたします。それでは、報告事項に入って行きたいと思いますが、この後、会長に進行の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
会長	<p>まず報告事項ということで、道路運送法の改正、運賃会議について、事務局から説明をお願いします。</p>
委員	<p>失礼いたします。地域公共交通会議の報告事項、道路運送法の改正、運賃会議について説明します。配布資料の内、右上に報告事項と記載し、タイトルに道路運送法の改正（運賃会議について）と記載の資料をご覧ください。</p> <p>こちらにつきまして、概要として、令和 5 年 10 月 1 日の道路運送法の改正により、これまで地域公共交通会議で議論しておりました協議運賃について、今後は別途定める協議会で協議することとなります。以後、別途定める協議会のことを「運賃会議」と呼んで説明させていただきます。</p> <p>運賃会議を行う対象は、道路運送法第 4 条に基づく運送で、定時定路線で運行し、協議に基づく運賃を定めるものとなります。いわゆる緑ナンバーで運行するバスが対象となりまして、南丹市内において対象となるのはぐるりんバスになります。運賃会議の開催方法は、地域公共交通会議の内から構成員を限定し、地域公共交通会議とは別に開催を行わなければなりません。その運賃会議の構成員はどのような方になるのかということ、当該路線等をその区域に含む市町村、当該運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者、当該路線等を管轄する地方運輸局長、住民意見代表者になります。この会議で言いますと、南丹市副市長の山内委員。ぐるりんバスの運行をお世話になっております、有限会社中京交通の野中委員。京都運輸支局からお世話になっております稲留委員。そして旧町の各地域からお世話になっております、奥村委員、橋本委員、吉田委員、山名委員に運賃会議の構成員をお世話になることを想定しております。</p> <p>この運賃会議を開催する場合、地域公共交通会議の開催前または終了後に、先ほど述べさせていただいた委員にお集まりいただき、運賃について協議をいただくこととなります。なお、ぐるりんバス以外の予約により運行するデマンドバスなどの路線不定期運行や、南丹市営バスなどの道路運送法第 78 条に基づく、自家用有償旅客運送や、また京阪京都交通などの国が許可する上限の範囲内でバス事業者が運賃を設定する場合、これについては、運賃会議の対象とはなりません。市営バスやデマンドバスから運賃を定める場合は、今まで通り、地域公共交通会議の、この場で協議をしまして、京阪京都交通におかれましては、自社で運賃を設定されることとなります。また、この運賃会議を開催する場合は、開催前にパブリックコメントや市政広報誌、南丹市でいうと、お知らせなんたんや、自治会への</p>

	<p>説明会や、業界団体の当事者事業説明会、これらのいずれかを実施した上で、運賃会議を開催する必要があるとございます。南丹市においては、今後、ぐるりんバスの運賃を設定する場合、事前に地域で広報し、意見を聴取した上で、先に説明した運賃会議を開催することとなります。</p> <p>配布させていただいた資料の内、左上に運賃等の表記についてと記載の資料をご確認ください。10月1日の改正前と改正後の、どのように変わったかという部分を記載しておりますので、併せてご確認ください。なぜこの道路運送法の改正が行われたかと言いますと、資料の右下に下線を引かせていただいた部分で、独禁法に抵触しないよう、1事業者ごとに協議する必要があると記載しております。これについては、今までの地域公共交通会議で、複数の事業者が一同に会して運賃に関する協議を行ってまいりましたが、このことそのものが独占禁止法による不当な取引制限に当たるという認識が、国の会議によって示されまして、今回10月1日の改正に繋がったということを確認しております。</p> <p>今現在において、ぐるりんバスの運賃改定等の予定はございませんけれども、本年10月1日をもって法改正がなされたことから、今回地域公共交通会議の場で委員の皆様へ改正内容の報告と共有をさせていただき次第でございます。以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして何かご意見、ご質問ございますでしょうか。</p>
委員	<p>改定が10月1日ということですが、施行は既にされているのですか？</p>
事務局	<p>法律上は10月1日から施行されているということで確認しております。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。運輸支局様からも、追加でございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>京都運輸支局です。今回こういった改正がなされております。ちょっと我々としても、なかなか路線とか、そういうのと一緒に運賃って考えないと、運賃だけ別で考えたらなかなか現実的に難しいというふうに思っております。今までは、会議にかける前に、基本的には複数事業者さんでこの場で決めるんじゃないかと事前に自治体さんと事業者さんと、個々に調整した上で最後、事務局としてこの会議にかけるというような説明で、いわゆる独禁法には抵触しないと、というようなことで、説明をしてきたわけですけども。公正取引委員会のご判断で、こういう協議会で複数の事業者さんが集まって運賃を決めるのは、カルテルじゃないかみたいなことを言われてしましまして。実際こういう協議にかかるとなると、独占とかそんな儲かるとか、そんな世界ではないので、どっちかというところを走ってもらってという世界なので、我々としてはちょっと手続きが増えたなっていう実はもうここだけの話なんですけど、認識なんですけども。実際問題、この場で全く運賃のことを話さないっていうのは現実的ではないと思います。</p>

	<p>ので、最終的に、決める。賛成と決めるのは運賃会議になるのですけれども、こういう形で検討していますというぐらいの情報提供はこの会議で行なうことでも問題ないかなというふうに考えております。運賃が分からないまま路線を決めるとか、なかなかそういうことって実際問題できないと思いますので。そういうような認識で最終の決定、最終の協議だけはこういった別会議で法律上する必要があるので、そういうことをご認識いただいたというふうに思っております。以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。法改正、公正取引委員会からの指摘に基づく法改正によって、少し運賃だけ一定のアプローチが変更になったという、簡単に言うとそういったことであると認識しております。ただいま運輸支局からお話がありましたように、全く運賃の話がこの場に出てこないということではなくて、最終決定するのは運賃会議になるということで、情報提供の方はいただける、そういった対応になったということだと思います。よろしいでしょうか。特にご意見ご質問ございませんでしたが、本日の地公会議の議題としては以上となります。その他、何かご意見等ございますでしょうか。</p>
事務局	<p>失礼いたします。事務局の方からその他の部分としまして、1点、報告事項として報告させていただきます。こちら南丹市地域公共交通会議と南丹市地域公共交通活性化協議会の統合について報告をさせていただきます。</p> <p>この後にも開催されます、南丹市地域公共交通活性化協議会については、南丹市地域公共交通計画の策定のために、今年度4月25日に、皆様の承認をいただきまして立ち上げを行いました。現在、地域公共交通会議と地域公共交通活性化協議会が両立し、同日に二つの会議を開催している状態でございます。</p> <p>今日の会議でも、この後、活性化協議会で、地域公共交通計画について議論いただくこととなっております。南丹市地域公共交通計画は、今年度末に策定される見込みでありますことから、並行して、今後、会議の進行をより円滑に行うため、今年度末をめどとして、二つの会議を統合し、公共交通会議と活性化協議会の両方の役割を担う、南丹市地域公共交通会議として運用したいと考えております。</p> <p>二つの協議会の統合には南丹市地域公共交通会議条例の改正が必要であることから、手続きについては、今後進めていくこととしており、委員の皆様には、次回の交通会議において、改正の内容等をお示しし、報告させていただくことを考えております。現時点では、委員の皆様には、現在両立している二つの会議を統合する予定でありますことを報告させていただきます。以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただいまご説明ございましたように、二つの会</p>

	<p>議、構成員も全く同じという会議でございますので、それを統合していただくということで。私の方も特に問題はないのかなというふうに考えてございますが、公共法等々もありますし、あと条例ですね、そちらの改正が必要になるということで、少し手続きの方は大変なのかなというふうに思いますが、ぜひ進めていただければと考えてございます。他にご意見等ございませんようですので、以上をもちまして議事のほうを終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。</p>
司会	<p>会長様、議事進行ありがとうございました。それでは、南丹市地域公共交通会議は閉会とさせていただきます。引き続きまして、南丹市地域公共交通活性化協議会を開催させていただきます。暫時休憩させていただきます。調整ができ次第またお声掛けします。しばらくお待ちください。</p>